

裁 決 書

熊本県天草郡松島町大字合津7914番地12

審査申立人 総代 松岡 喬

熊本県天草郡松島町大字今泉1984番地

審査申立人 総代 泉田藤雄

熊本県天草郡松島町大字合津5867番地

審査申立人 総代 小西涼司

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成15年6月9日付けで提起された平成15年4月27日執行の松島町長選挙及び同町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、松島町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は平成15年5月26日これを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙は無効である旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その主張を要約すると次のとおりである。

- 1 各投票所ごとに立会人の立会のもと施錠したにもかかわらず、開票所での開票作業開始前にある投票函が無施錠であったので、投票函が開票所へ送致される間及び開票開始前までの間において不正があったと疑念が生じる。投票用紙等の数の確認作業結果は投票資料等の再点検と十分な確認作業をしない限りは信用できない。
- 2 ①町立老人ホームの園長が園内の有権者全員に対し贈答品や飲食物の提供を行い、特定の候補者に投票を依頼した。
②不在者投票指定施設における代理投票について、入所者は半数以上が自ら投票できるにもかかわらず、園長が代理投票を行った。
- 3 開票作業中に不在者投票用の封筒が開票会場の休憩所に放置してあり、管理上及び選挙事務の不備が認められ、開票事務に不信感を抱かざるを得ない。現在貸金庫に保管されている不在者投票の関係書類及び不在者投票用紙を精査することで不正行為が暴露できるものである。
- 4 未使用の不在者投票用紙の保管場所の管理が不適切であり、保管場所の鍵は町選管長と総務課長（書記長）が保持すべきものであるにもかかわらず、町委員会の書記に保管

させたことは不在者投票の改ざんを自由にできる環境を与えたも同然である。

- 5 不在者投票の各投票所への振り分け及び送致事務の際の立会人が誰であるか不明確である。
- 6 総務課長（書記長）が開票作業中、数回にわたり携帯電話を通じて誰かに連絡をとった行為は不自然であり、相手方が大矢野警察署であったとしてもどうして同署に連絡する必要があったのか不明である。4月27日20時から28日8時までの通話記録の提示を求めるものである。
- 7 不在者投票期間中の投票函の保管は役場内の放送室であり、投票函の管理に適切な場所とは言い難い。
- 8 同町職員が友人に対し、役場内で不在者投票用封筒を開披し、上司に渡した旨の発言をした。

また、選挙事務担当の職員が友人に対して不在者投票は落選した新宅候補が勝っていたとの発言をし、同職員の妻も職場内において同僚に同様の話をしていた。このような事実からも不在者投票の結果について疑念を抱かざるを得ない。

- 9 ①不在者投票数が総投票数の24.3%に当たり、そのうち、役場での投票が1,350票であり、不在者投票期間の5日間を通して計算すると、約2分40秒に1人の割合で投票されたこととなる。1日ごとの投票数の提示を求める。
- ②選挙当日投票分においては、落選した新宅候補2,561票、当選した松尾候補2,373票であり、新宅候補が188票多いにもかかわらず、不在者投票においては落選した新宅候補の得票数が300票も少ない。不在者投票総数1,568票を統計学的に分析すると新宅候補の得票が60票多くなることが予測される。

以上のことから不在者投票の手続き全般が厳正かつ公正に行われたかどうかについて疑いを抱かざるを得ず、その結果についても疑念が生じる。当該不正行為を解明するために申立人による、現在貸金庫に保管してある不在者投票関係書類の閲覧と県選挙管理委員会による不在者投票の関係書類の照合及び筆跡鑑定を求めるものである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、町委員会から弁明書を提出させ、申立人からは反論書の提出を受け、慎重かつ厳正に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

本件選挙について、申立人は、選挙の無効を申し立てしているところ、選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法（以下「法」という。）第205条第1項の規定により、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

ところで、同項の「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関

が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを意味し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締まりないし罰則規定違反の行為等は、これに当たるものではない。それは、かかる違反行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為であっても、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）と解されている。

このような観点にたつて、申立人の主張する審査申立て理由について、判断する。

1 申立て理由1について

町委員会からの弁明書に添付された本件選挙に係る投票録の投票者数に郵便送付に係る未投票（返送分）を加え指定港分を差引いた数と、投票用紙等使用枚数調書における使用枚数は不在者投票分、当日投票分ともに一致していることが確認できるものであり、また、当該投票函閉鎖後の不正行為の具体的な主張・立証がなされていないことから、当該投票函の無施錠が直ちに選挙結果に異動を及ぼすおそれがある場合には該当しないというべきである。

2 申立て理由2について

申立人は、町立特別老人ホームの園長が園内の有権者全員に贈答品や飲食物の提供を行い、特定の候補者に投票を依頼した旨主張しているが、当該申立て理由は、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締まりないし罰則規定違反の行為に関するものであり、このことをもって選挙の規定に違反するものとして選挙の無効を主張することはできないものである。

次に、選挙人、候補者、選挙運動者等の取締まりないし罰則規定違反の行為であっても、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと解されるところ、本件選挙については、仮に、申立人が主張するような事実があったとしても、そのことにより、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられるような特段の事態が生じるとまでは解することはできない。

さらに、不在者投票指定施設における代理投票について、自ら投票できる入所者についても当該施設の園長が代理投票を行った旨主張しているが、園長のこのような不法行

為についての具体的な主張・立証がなく、本件選挙が選挙の規定に違反して行われたとはいえない。

3 申立て理由3から9について

申立人の主張は、いずれも不在者投票の管理執行について何らかの不正があったことを疑わせるための事実の主張に過ぎず、具体的な不正行為に関する事実は一切主張されていない。それにもかかわらず、当委員会に不在者投票の関係書類の検証を求めているところからみると、当該検証を施行した際に、新たな選挙無効原因となる事実を確知しようとするものとも考えられるが、このような検証の申出は全く主張していない事実について証拠調べを求めるものに過ぎず、とうていこれを採用するに値しないものと言わざるを得ない。よって、申立て理由3から9までの主張を採用することはできず、選挙の規定に違反していると認めることはできない。

4 よって主文のとおり裁決する。

平成15年7月23日

熊本県選挙管理委員会委員長 宮本卓治

熊本県選挙管理委員会告示第36号

熊本県阿蘇郡蘇陽町大字上差尾295番地の工藤文範から提起された平成15年4月27日執行の蘇陽町長選挙の選挙の効力に関する審査申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

平成15年8月1日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

(裁決書添付)

裁 決 書

熊本県阿蘇郡蘇陽町大字上差尾295番地

審査申立人 工藤 文範

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成15年6月17日付けで提起された平成15年4月27日執行の蘇陽町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、蘇陽町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は平成15年6月2日これを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙は無効である旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その主張を要約すると次のとおりである。

- 1 本件選挙運動期間中、本件選挙の工藤文範候補の顔写真入りの名刺と現金1,000円札を同封した封筒が蘇陽町内に100通ほどバラ撒かれたが、当該行為に関しては、工藤文範候補は関知しておらず、このことは選挙の自由公正を害するものである。
- 2 本件選挙における当選人と次点との得票数の差はわずか43票であり、昭和61年2月18日の最高裁判決の「選挙地内の選挙人全般云々・・・」の判断と本件の状況とは全く異なるものである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、町委員会から弁明書を提出させ、申立人からは反論書の提出を受け、慎重かつ厳正に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

本件選挙について、申立人は、選挙の無効を申し立てしているところ、選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法（以下「法」という。）第205条第1項の規定により、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

ところで、同項の「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを意味し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締まりないし罰則規定違反の行為等は、これに当たるものではない。それは、かかる違反行為も多かれ少

なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為であっても、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判決)と解されている。

このような観点にたつて、申立人の主張する審査申立て理由について、判断する。

1 申立て理由1について

申立人が主張する理由は、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締まりないし刑罰規定違反の行為に関するものであり、このことをもって選挙の規定に違反するものとして選挙の無効を主張することはできないものである。

次に、選挙人、候補者、選挙運動者等の取締まりないし刑罰規定違反の行為であってもそのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと解されているところ、申立人が有権者や支持者からたくさんのお叱りの電話を受けたり、郵便物を内容証明で返送された事実を主張し、そのうち3人については氏名まで挙げていることは、多少の選挙人に影響を与えた可能性は否定できないものの、これだけでは選挙人全般に影響を与えたとの立証には到底至っていないものというべきである。

よって、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態が生じるとまでは解することはできない。

2 申立て理由2について

申立人は、得票数の差が43票である本件選挙の場合には、前掲の最高裁判例が排除されるべき旨主張しているように思われるが、前掲の判例の部分は、当該判決に係る事件に対する具体的判断を行うための前提理論として述べられているものである。これは、選挙争訟制度と選挙の取締まり等規定違反処罰制度との調和を図る観点から選挙の取締まり等規定違反行為が選挙無効原因となる場合を特に限定しているものと解されることから、得票差等の選挙結果に関係なくすべての選挙争訟に妥当する理論であり、この意味で申立人の主張は失当であるといわざるを得ない。

3 よって主文のとおり裁決する。

平成15年7月23日

熊本県選挙管理委員会委員長 宮本卓治

熊広県公告第329号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年8月1日

熊本県警察本部長 折田康徳

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
丁合機
搬送ブリッジ

2台
1台